



Civil 7

政策提言書 2023

平和、繁栄、透明性を求め、
持続可能な政策の立案・実施を





Civil 7

平和、繁栄、透明性を求め、 持続可能な政策の立案・実施を

G7 首脳は 78 年前に原子爆弾が初めて落とされた街、広島に集まります。そのとき G7 首脳は、対立や紛争や核兵器がもたらす高すぎる代償について思い起こすべきです。そして、平和の構築や紛争の予防、核威嚇の非難、法の支配の強化が、なぜ優先されるべきかについても思い出すべきです。協調や連帯や対話ではなく、競争と「ハード（強硬）」な政治を選ぶことは、世界が直面する絡み合った問題への対処に必要とされる能力や限りある資源を無駄遣いする、危険な道筋です。

複数の多層的な危機が交差し長期化しており、人類はそれらの危機の瀬戸際にいます。社会・経済の不平等と格差、持続可能ではない経済成長と発展、資源の浪費、気候変動、紛争、そして近年の新型コロナウイルス（COVID-19）パンデミックによって、危機的状況は悪化し、破滅的な結末に至る可能性があります。更に、現在進行中であるにもかかわらず忘れられがちな紛争、代理戦争、フェイクニュースのキャンペーン、これらに続いたロシアのウクライナ侵攻による戦争により、世界は二極化と地政学的な対立という危険な道に踏み出しています。ポリクライシス（複合危機）という状況は、世界の脆弱な保健システムや、公共財へのアクセスの不平等、食料システムの崩壊、ジェンダー不平等、途上国を追い詰める債務、これらの問題を解決するには至らない国際機関を白日の下に晒しています。このすべてが、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の実現を危うくし、パリ協定で合意されたアジェンダ実現へのあらゆる進捗を遅らせ、更に重要なことに、世界で最も影響を受けるのは、最も貧しく最も疎外された人々なのです。

このいずれも、一国のみ、あるいは社会の一部だけで解決することはできません。また、伝統的な欧米中心のアプローチをとっても、解決をもたらすことはできないでしょう。私たちは、新たな地域同盟や、新たな「少数国間主義（ミニラテラリズム）」について懸念しています。これらが、公平な多国間アプローチによって行われる地球規模の課題への対処を損なう可能性があるからです。

むしろ、G7 には世界的な連帯と正義の下で、多国間主義と国際法を尊重し、ダブルスタンダードを許さないことを明確に示す大きな責任があります。これには、国際金融機関を、21 世紀のニーズと課題に適合した包摂的・効果的で透明性があり十分な資源を有する多国間組織に変えていく改革を主導し、後押しすること、また、民主主義と人権の原則を支持し、人種差別を非難し、意思決定への若者の有意義な参加を奨励することが含まれます。

今こそ、緊急の大胆な行動をとり、世界中で影響を受けている人々に説明責任を果たす時です。だからこそ広島サミットは、「トリプル A (AAA)」の評価を得る——即ち、野心 (Ambition)

を高く持ち、行動 (Action) を起こし、説明責任 (Accountability) を果たす——ことによつて、世界の政治・経済大国の特権に付随する責任を履行していると示すべきなのです。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の最新の報告書によると、温暖化による破滅的な結末を防ぐ猶予は限られており、文字通り時間切れになりつつあります。したがって、世界の国内総生産 (GDP) の約 3 分の 1、そして世界の温室効果ガス排出量の 25% を占める G7 諸国には、グリーンで持続可能な経済とライフスタイルへの移行を先導して、ネットゼロの目標を達成し、地球の限界を尊重するという力強いリーダーシップを示す責任もチャンスもあるのです。そこには、特にグローバル・ノース (北側諸国) で消費を減らすことや、新自由主義的資本主義モデルによる成長の限界を認識することが含まれます。また、G7 諸国は公平と公正の名の下に、損失と損害および適応の両方に十分な譲許的気候資金を提供し、低所得国 (LMICs) がグリーンで持続可能な経済に移行することを支援すべきです。

G7 諸国は、競争よりも連帯と正義を選ぶという道徳的な勇気と政治的意思を実証すべきです。そして、あらゆる潜在的な資源と能力を動員して、持続可能ではない世界経済システムの根本原因に対処する歴史的責任を認識すべきです。そうすることで、人道支援の必要性を低減させ、「責任ある持続可能なビジネス」をニューノーマル (新しい常態) として確立し、化石燃料への依存を最小限に抑制し、世界の食料・保健システムを修復し、紛争を減少させ、法的拘束力のある核軍縮の義務を尊重すべきです。

C7 は、人々と地球のためになる世界を発展させるという市民の良心、市民の懸念、そして市民の政策提言を体現しています。公益のために行動する市民社会は、主要なステークホルダーの一つであり、市民社会がなければ地球規模の課題に効果的かつ持続可能な形で対処することはできません。したがって、C7 は G7 に対し、人権や民主的ガバナンスや市民社会スペースを保護し、開かれた社会を維持し、国内外での言論の自由を擁護するために、グローバルな影響力と発言権を行使するよう求めます。さらにこの意味で、脆弱な人々、女性と少女、子ども、若者、障害者、高齢者のニーズを優先することが重要であると、C7 は断言します。C7 として、私たちは広島サミットと G7 プラットフォームを生かし、市民社会組織 (CSOs) が独自の役割を果たすと実証できるよう、全力で取り組みます。それは、すべての人々のための公正で持続可能で公平な開発が行われるよう、2030 アジェンダおよび気候関連の約束の実現に向けた前進を加速させるために、解決策を提供し、政府に説明責任を果たさせる上での役割です。

この C7 政策提言書 (コミュニケ) は、「核兵器廃絶」「気候と環境正義」「公正な経済への移行」「国際保健」「人道支援と紛争」「しなやかで開かれた社会」の 6 つのワーキンググループに参加した、72 カ国 700 人を超える市民社会の代表が共有する立場を反映したものです。

世界の市民社会を体現する C7 は、市民中心のガバナンスを支援する G7 首脳の取り組みを認識し、評価します。また、すべての人々にとって豊かで繁栄する世界を創造するために、有意義な方法で皆さんと全力をあげて協働し続けると表明します。市民社会と政府の間の確固たる相乗効果と建設的な対話は、前述の危機を克服する唯一の方法です。世界の市民社会は、平和と繁栄を求めて持続可能な政策を立案し実施するために、政府やすべての関連するステークホルダーと協力する意思と意欲を持ち続けます。

核兵器廃絶

「核兵器のない世界へ」

はじめに

この5月、G7 首脳は広島で、1945年に戦争時に初めて放たれた原子爆弾により命を奪われた数十万人の遺骨の上を歩くことになります。広島・長崎への原爆投下以降、被爆者は、自分たちが体験した生き地獄を二度と経験する人がないようにと、自らの体験を語り続けてきました。G7 首脳は広島を訪れるこの機会に、被爆者から直に話を聴き、核兵器の使用が人々や環境にもたらした被害を知ってください。原爆死没者慰霊碑を訪れ、広島平和記念資料館に足を運んでください。

核兵器は、破壊の規模においても、放射能がもたらす遺伝的なものを含む長期にわたる影響においても、これまでにつくられた兵器の中で最も破壊力があり、非人道的で、無差別的な兵器です。さらに、たとえ限定的な核戦争であっても、地球規模での環境被害は爆風や放射線の

影響よりもさらに大きなものになることが現在ではわかっています。都市部で100キロトンの核兵器が250発使われた場合、爆風と放射線によって1億2500万人が数時間以内に亡くなります。しかし、その後巻き上げられた煤煙がもたらす影響では、1年で20億以上の人々が飢餓に陥るとされています。

核兵器の威嚇や使用の一般的な違法性は、1996年に国際司法裁判所(ICJ)によって認められ、この認識は人権委員会によって2018年にさらに強められました。2017年の核兵器禁止条約においては核兵器の威嚇と使用の違法性が成文化されています。核兵器の使用は国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程の下では戦争犯罪とみなされ得るでしょう。

核兵器をめぐる G7 の責任

2022年1月に核兵器を保有する9カ国の内の5カ国が「核戦争に勝者はなく、また、核戦争は決して戦われてはならない」との声明を出し、同年6月のエルマウサミットにおけるG7首脳コミュニケでもその点が再度強調されたのは、核兵器が世界規模での大惨事をもたらすリスクを孕むからです。

核兵器禁止条約(TPNW)の締約国は第1回締約国会議において、「ますます激しくなる核のレトリック」に言及しながら、「核兵器のいかなる使用または使用の威嚇も、国際連合憲章を含む国際法の違反であり(…)私たちは、

明示的であろうと暗示的であろうと、またいかなる状況下であろうと、あらゆる核の威嚇を明確に非難する」との合意宣言を出しました。

核の脅威が高まっていることについては、昨年核不拡散条約(NPT)再検討会議でも取り上げられ、147の締約国が発表した共同声明では「核兵器の爆発が引き起こす人道的な緊急事態に対応できる国家、国家集団、あるいは国際人道システムは存在しない」とされました。

2022年11月にバリで開催されたG20サミットでは「平

和と安定を守る国際法と多国間システムを堅持することが不可欠である。これには、国際連合憲章に謳われている全ての目的及び原則を擁護し、武力紛争における市民及びインフラの保護を含む国際人道法を遵守することが含まれる。核兵器の使用又はその威嚇は許されない」との

首脳宣言が出されています。

広島でG7首脳は、バリでの首脳宣言に続き、すべての、そしてあらゆる核兵器の使用の威嚇を明確に非難しなければなりません。

現在の課題と問題点

核のリスク

今も続くロシアによるウクライナ侵攻と幾度もの核の威嚇により、世界は危険にさらされています。北朝鮮が核を増強していることにより、北朝鮮、韓国、米国の間で緊張が高まっています。日本や中国などでの核燃料の再処理活動についても懸念が深まっています。米国、日本、韓国、フィリピンと中国とのあいだの軋轢も、世界が壊滅的な結末に向かうリスクを高めています。

G7首脳は広島に集うこの機会に、リスクの削減、緊張緩和、そして軍縮のための方策を打ち立てるべきです。その中には、紛争に核兵器を持ち込まない、いかなる場合でも核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行わない、核兵器の使用を奨励、誘発、支援するとみなされるすべての活動をやめる、核兵器に依存しない安全保障戦略や実践を採用するなどといった約束が含まれます。核兵器を他国の領土に配備することも核のリスクを高め、核拡散の懸念につながります。究極的には、これらのリスクを回避するための唯一の方法は核軍備の撤廃です。G7首脳は核のリスクを低減するための措置を直ちに講じるべきです。

核軍縮

1946年の国連総会の第1号決議で核兵器廃絶を目指すことが明確にされたにもかかわらず、ストックホルム国際平和研究所(SIPRI)の報告書によると、2022年初頭の核弾頭の数は12,705で、この数は今後、数十年ぶりに増加に転じるであろうと予想されています。

核兵器禁止条約は核兵器に関する法的規範です。しかし

核兵器を保有する国で、この規範を法的に、あるいは事実上であったとしても受け入れている国はありません。それでも、核兵器禁止条約は、各国が核兵器のない世界の実現をめざしていくことを明示的に誓約する規範的、法的、外交的な基盤となります。核兵器禁止条約に通底するのは人道的な観点です。また、これまでの同条約に関連する会議では、核兵器の使用がもたらす被害について、継続的な科学調査から得られた知見が議論されてきました。これらだけをとっても、G7がこの条約に積極的に関わる理由となるはずで、G7首脳は、核兵器禁止条約の締約国と協力的に連携することを約束し、同条約の締約国会議に出席すべきです。

核の冬は、核兵器が明確かつ現在進行形の危険であることを示しています。世界に存在する核兵器のわずか3%の使用で数億人が死亡し、全面核戦争が起きた場合には1年で50億人以上が死亡すると言われていています。この事実のみをとっても世界の核兵器を速やかに廃絶するための交渉を始める十分な理由となるでしょう。また、具体的な期限を定めることが核兵器廃絶への推進力となります。G7は今回の広島サミットを機に、核兵器が初めて使用されてから100年目となる2045年までにすべての核兵器の廃絶を実現するための緊急交渉の計画を打ち出すべきです。

核兵器に関するあらゆる交渉は、これまでの合意に立脚したものであるべきです。既にある非核兵器地帯条約を支持し、保留となっている追加議定書の批准を進めていくことなどは、国際関係の安定化につながります。さらに、米国とロシアが新戦略兵器削減条約(新START)に関する交渉を開始することが急務です。その意味において、G7サミットは新たな核兵



核兵器廃絶

器の開発・製造を中止し、新 START 条約に続く条約の交渉を支持することを誓約する機会となるでしょう。

核軍備に使われている資源の再分配

2022 年、G7 は首脳コミュニケで「最高水準の原子力安全及び核セキュリティが、全ての国及びそれぞれの国民にとって重要である」と強調しました。G7 首脳は、核兵器がウランの採掘、開発、製造、実験、維持、廃棄の過程で被害を生み、環境に害を及ぼすことを認めなければなりません。

核兵器の役割や数、性能を高めるために、1 分あたり 15 万 7,000 ドル以上が費やされていると推定されています。これらの資金は、核軍縮や公衆衛生、気候保護、あるいは核によって汚染された環境の修復や核被害者の援助にかかる長期的なコストに充てたほうが有益です。核被害者援助と環境修復、そして国際協力のプロセスにおいては、核被害を受けた地域の人々がきちんと参画できるように努めなければなりません。現在、核被害者のニーズと向き合い環境被害を修復するために多国間で取り組むためのプラットフォームは核兵器禁止条約以外にありません。G7 首脳は、核被害者援助と環境修復を進めていくために核兵器禁止条約の締約国と協力していくべきです。それは、これらの目的のために資源を振り向けることも含みます。

総括提言

G7 サミットの開催地を広島とするにあたり、岸田文雄総理は「G7 首脳が核兵器の非人道性に対する認識と核兵器廃絶へのコミットメントについて再確認するべきだ」と呼びかけました。私たちは G7 首脳が、長きにわたり存在する核兵器がもたらす脅威を低減していくことについて、強い意思と責任を示すことを求めます。私たちは **G7 首脳が広島での滞在中に被爆者と面会し、さらに最終コミュニケには以下に掲げるコミットメントを盛り込むよう求めます。**

- 広島で被爆者から直接話を聴き、核兵器の使用が人々や環境にもたらす被害を認識すること

核軍縮のための横断的アプローチ

多くの NPT 締約国が核兵器について「人種、ジェンダー、経済的地位、地理、国籍、その他の要因が交差することによってリスクが増大するということが考慮されなければならない」としています。その上で「女性や、その他の意見が代表されにくいグループについては、単に会議の場に席があるだけでなく、そのような人たちが議論に参加し、そのような人たちの意見が政策に反映されて結果にも影響を及ぼすような、本質的な意味での参画の機会がなければならない」とも表明しています。G7 諸国は、核兵器およびその背景にある暴力の構造について、さまざまな要因を横断する分析に取り組み知見を深めることによって、この分野においてリーダーシップを発揮することができます。

若い世代は複合的な危機に直面しています。絶望的な気候危機、今なお続くパンデミック、核実験の負の遺産や高まる核戦争の脅威です。それらに加えて暴力の伴う犯罪や武力紛争、時に軍国主義的な治安維持など、日常的にも不安にさらされています。国連事務総長による軍縮・不拡散教育に関する研究では、軍縮教育とは単に軍縮に関する教育ではなく、軍縮のための教育であることが重要だとされています。G7 首脳は軍縮教育の価値を認め、「ユース非核リーダー基金」など、ユースや軍縮教育のために資源を向け直すべきです。

- すべての核兵器使用の威嚇を明確に非難し、紛争時に核兵器に頼る選択肢をいかなるものであっても否定すること
- 核兵器が初めて使用されてから 100 年の節目となる 2045 年までに核兵器廃絶を実現するために速やかな交渉の計画を打ち出すこと
- 核兵器禁止条約の締約国と協働し、同条約の締約国会議に出席し、核被害者援助と環境修復のために尽力すること。後者については、これらのために資源を振り向け直すことも含まれる
- 核兵器の開発と生産をやめ、新 START の後継条約の

交渉を支援すること

- 核のリスクを低減するための措置を早急にとること。これには、核兵器の使用を推奨・誘発・支援するとみなされる行為に終止符を打つなど、いかなる場合も核兵器の使用および使用の威嚇を行わず、すべての核共有

制度も終わらせるよう全力を投じることが含まれる

- 軍縮教育の重要性を認識し、ユースや軍縮教育のために資源を振り向け直すこと
- 今後の G7 サミットにおいても核軍縮と核兵器廃絶についての議論を続けること

「広島に集まるにあたり、G7 首脳には、核なき世界を実現するためのリーダーシップと決意をしっかりと表明してほしい。」

畠山澄子

核兵器廃絶ワーキンググループ コーディネーター／
ピースポート 共同代表

「核のリスクはこの何十年かにおいて最も高まっている。広島で集う G7 首脳は、核兵器のあらゆる使用の威嚇をはっきりと非難すべきだ。」

スージー・スナイダー

核兵器廃絶ワーキンググループ コーディネーター／
核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN) プログラムコーディネーター



気候と環境正義

はじめに

私たちが経験している気候危機は、G7 諸国の経済に圧倒的な責任があります。同時に、G7 諸国は世界の GDP の 45%を生み出しています。つまり、G7 首脳には、経済を化石燃料から脱却させ、生物多様性と生態系を保護・回復し、あらゆる場所にいるすべての人にとってより公平で公正、かつ強靱で健康な世界の実現に貢献する力と責

任があるのです。2022 年の G7 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケで、「気候変動、生物多様性の損失、汚染という 3 つの世界的危機」に立ち向かうために幅広い行動をとることが合意されました。こうした行動に加えて、G7 諸国による、より強いコミットメントと、より具体的かつグローバルな政策・実施措置が必要です。

政策提言

私たちは、G7 首脳に以下のことを提言します。

エネルギー移行と温室効果ガスの削減

- G7 諸国が公平で公正な務めを果たし、排出量を大幅かつより迅速に削減できるように、説明責任を果たすプロセスに参加すること。世界の気温上昇を 1.5°C 以下に抑えるには、2030 年までに排出量を 2019 年比で少なくとも 43%削減しなければならない
- ジオエンジニアリングや、アンモニア・水素混焼、木質バイオマスといった誤った解決策や危険な手段に頼ることなく、石油と天然ガスを含むすべての化石燃料の段階的廃止に率先して取り組むこと
- 2030 年までに OECD 全体の段階的廃止の経路に沿って石炭火力発電の段階的廃止を実施すること
- 2035 年までにエネルギーセクターを完全に脱炭素化すると約束し、すべての化石燃料に対して新規の公的資金を停止すること。石炭・天然ガス火力発電所におけるアンモニア/水素/木質バイオマスの混焼に対する投資の撤退（ダイベストメント）と新規投資の停止を約束し、誤った解決策を伴わない公正な移行へのコミットメントを再確認すること。ライツ・ベース・アプローチに基づいて「公正なエネルギー移行パートナーシップ (JETP)」への参加、資金供給、実施を続けること
- エネルギー安全保障では、化石燃料供給の多様化でなく、エネルギー効率と再生可能エネルギー源を優先させること
- 再生可能エネルギーへの投資を大幅に加速させること
- サプライチェーンの人権・環境デューデリジェンス義務を含めた「公正なエネルギー移行」の原則を取り入れ、環境/社会的保護、エネルギー移行、重要な鉱物取得のバランスを確保すること
- 主要な再生可能エネルギーのサプライチェーンで組織的な強制労働の利用を停止し、再生可能エネルギーへの公正で強靱な移行に不可欠な物資の供給源の開発に投資し支援すること。これには、強制労働に依存しない太陽光発電や電気自動車が含まれる
- 政府と非国家主体の間で気候保護の野心に相乗作用を生むとともに、一貫性のある説明責任の枠組みを整えること

- メタンやフロンなど二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量を2030年までに削減するため、さらなる政策や行動を推進すること
- 原子力は気候問題の解決策ではないと強調すること
- 軍事の排出量をもたらす破壊的な影響を強調し、その最小化と段階的廃止を約束すること
- 2030年までに自動車・バンの全販売車両を100%脱炭素化すると約束すること

気候変動の影響への対処

- COP27で設立された「損失と損害」基金への新規かつ追加的で適切な資金としてG7が応分の額を拠出し、利用可能な贈与支援の規模を拡大し、同基金をCOP28までにタイミング良く運用化することに合意すること
- 現在と将来の世代のために国際法に基づき気候を保護する義務を強化するため、気候変動問題を国際司法裁判所に付託するという、パヌアツが主導し他の118カ国が支持した国連総会決議を支持すること
- 気候変動に適応し、人間を中心に据えた持続可能な開発モデルに一足飛びに進むための資金、技術、能力をグローバル・サウス（南側諸国）に提供するという、顕著な気候資金のコミットメントを履行すること
- 極端な気候条件下でのリスク防止の意識と能力を高めること
- 脆弱な人々やコミュニティ（女性、若者、子ども、障がい者、先住民族、貧困層、高齢者、農村コミュニティ、その他差別を受けている人々）の気候適応能力を強化すること
- 脆弱な人々が、きれいな空気、水と衛生（WASH）[ENW2]、食料、健康、適切な住居のある安全で住みやすい世界にアクセスできるよう支援すること
- すべての国に対し、気候変動が原因で移住せざるを得なくなったり逆に移動できなくなったりしたために強制労働や人身売買に陥りやすくなることを、各国の気候適応／損失と損害対応のための開発計画に盛り込むよう求めること。また、気候変動が原因で強制労働や人身売買に陥りやすくなることへの対処に、気候資金を配分するよう求めること

生態系の保全と回復

- 健全な地球を維持しすべての人々に不可欠な恩恵をもたらすため、生態系の健全性と権利に基づくアプローチを基に、陸域・海洋の生態系の保護、保全、回復を優先すること。エコサイド（環境虐待）を国際的な犯罪とし、エコサイド法を広く批准するように提唱すること
- 国家および国際的な政策と計画の全体にわたって、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」と「パリ協定」の目標とターゲットを組み込むこと
- 生物多様性の損失を止めることを国家計画や外交政策の目標に組み込むこと
- 生物多様性の資金に少なくとも年間7,000億ドルの不足があることを認識し、公的資金の規模拡大、有害な補助金の転用、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」および生物多様性の「2050年ビジョン」と整合した資金の流れを約束すること
- 2021年の「2030年自然協約（Nature Compact）」の履行を通じて、森林破壊および生物多様性の損失と闘う取り組みを拡大すると約束すること。また、「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」が、しっかりした環境・社会基準に沿って迅速に実施されるようにすると約束すること
- 生物多様性保全と気候変動対策の相乗効果を生む政策を優先し、質の低いオフセットスキームなどの危険な手段やトレードオフを回避すること
- 2030年までに世界の海洋の30%を保全・保護し、南極海で海洋保護区のネットワークを構築するなど、2022年にドイツで採択された「G7オーシャンディール」を履行する取り組みを続けること
- 共有された環境で人・動物・植物の健康が互いに関係し合っていると認識する、「ワン・ヘルス」（One Health）のガバナンスプロセスを採用すること
- 2022年7月に国連総会で採択され、COP27の「シャルム・エル・シェイク実施計画」文書で支持された、クリーンで健全で持続可能な環境にアクセスする普遍的な人権を優先させること。決議は、国家、国際機関、企業に対し、すべての人々に健全な環境を確保する取り組みを拡大するよう求めている
- カーボンオフセットが気候や生物多様性、すべての生命に多大なリスクをもたらすと認識し、自然を活用した解決策への投資はすべて、人権および先住民族の権利を最優先にした最高の社会・環境基準を

気候と環境正義

満たすようにすること

- 日本に対し、事故の起きた福島第一原子力発電所から放射性物質を含む処理水 130 万トン太平洋に放出する計画を中止するよう要請すること

食料安全保障の強化と持続可能な食料システムの実現

- 生物多様性と健康的で栄養価のある食料のため、持続可能なアグロエコロジー（生態系・生物多様性に配慮した農業）と漁業を促進すること
- 小規模農家や女性に重きをおいてアグロエコロジーを推進することにより、持続可能な食料システムと、健康的で気候に配慮した食事をとる権利への公正で包括的な移行を確保すること。有害な補助金を停止し、労働者と小規模農家の人権を守りながら、飢餓と栄養失調をなくすようにすること
- 農村開発において女性への資金提供と投資を増やし、スキル構築を支援し、市場、資源、資産、信用、作物と家畜の多様化へのアクセスを促進すること

サーキュラー・エコノミー（循環経済）の実現

- 地方および国レベルでサーキュラー・エコノミーへの移行を奨励すること。また、廃棄物を削減するため、修理する権利を認め、消費財企業の生産量を規制すること
- 建設業を含むすべてのセクターで 4R、特にリデュース（削減）とリユース（再利用）を推進すること
- プラスチック生産量を削減する政策を推進すること。プラスチック汚染は海洋だけでなく、大気中や陸上にも広がっている
- 廃棄物をリサイクルし、天然資源を節約すること
- サーキュラー・エコノミーから有害化学物質含有のプラスチックのリサイクルを排除すること
- マイクロプラスチックを規制すること。マイクロプラスチックが人間の健康に及ぼす影響が懸念されている
- 気候変動に立ち向かい生物多様性を保全する手段として、消費パターンを変えること

環境政策への分野横断的視点の融合

- 先住民族、若者、女性、移民、地域社会、周縁化されたコミュニティが気候・環境政策の意思決定に参加するよう促し、そのスキル構築を支援し、市場、資源、資産、信用へのアクセスを促進すること
- 女性と少女が、ジェンダーと市場に対応し年齢に応じたスキル開発・訓練を通じて、持続可能で、安全で、やりがいがあり、尊厳のある仕事に従事できるように、低炭素に移行するためのスキルと雇用に投資を行うこと
- ジェンダー平等を阻害する社会規範が非常に多く残っている、家庭レベルでの変化を目指した政策を実施すること
- 10 代の若者が気候の緩和と適応に関して持つ知識・スキルを強化し、環境と気候・生態系の危機に関して年齢に応じた地球規模の教育を提供すること
- 包摂的な平等かつジェンダー・トランスフォーマティブな気候教育の拡大に対して投資を増やし、知識、スキル、態度、行動を形成すること
- 脆弱な人々に対して親切で、科学的知識に必ずしも精通していないすべての市民に有益な情報共有を支援すること。できるだけ情報の透明性と共有を促進すること
- 気候変動に立ち向かうため、保健政策及び環境・保健の相乗効果をもたらす政策において地球の健康を優先すること

金融システムの変革

- 今日の金融機関・システムは、気候危機を加速させ続け、不平等と不公正な行為を悪化させており、今すぐ必要とされる移行に資金を提供するには不適切だと認識すること
- 国際法を遵守するように世界的な国際金融機関、特に世界銀行と国際通貨基金（IMF）を改革するために、ガバナンスの影響力を生かすこと
- 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ/SDGs を達成できるレベルまで債務を削減し、求められる気候行動と社会サービスへの投資を拡大するのに必要な財政余力を創出する必要があると認識すること
- 政府開発援助（ODA）や気候資金のコミットメントに追加的で新規の資金源の拡大を通じて、低所得国から高所得国への国家間および国内の富の流れを広範囲にわたり逆転させる一環として、「汚染者負担原則」（PPP）

- に沿った化石燃料産業への課税を強調し、実施すること
- 開発途上国への気候適応資金の供与を 2025 年までに倍増させると改めて約束すること

「G7 首脳は、気候変動の影響を不均衡に受けている人々の適応策を強化し、CO2 排出量だけでなくメタンやフロンなど他の温室効果ガスの排出量も世界的に削減することでネットゼロ排出の世界を実現すべきです。」

遠藤理紗

気候・環境正義ワーキンググループ コーディネーター/
「環境・持続社会」研究センター (JACSES) 事務局次長

「G7 は、COP28 までに損失と損害基金を運用化させるよう積極的に関与し、壊滅的な気候変動の影響からコミュニティが回復するのを支援するために、新規かつ追加的で適切な贈与ベースの資金に応分の貢献をしなければなりません。」

ハージート・シン

気候・環境正義ワーキンググループ コーディネーター/
気候行動ネットワーク (CAN) インターナショナル
グローバル・ポリティカル・ストラテジー・ヘッド



公正な経済への移行

はじめに

この3年間、新型コロナウイルス（COVID-19）とロシアのウクライナ侵攻、そして食料・エネルギーショックは、社会全体に不平等を拡大させました。途上国では、過去数十年でなされてきた貧困削減と開発の進展が複数の危機によって覆され、金利の上昇や成長の鈍化、不十分な債務の救済・再編、不公平な国際税制、資金へのアクセスの制限、そして開発ニーズとの整合性に欠ける民間

資金の流入の中で、回復が失速しました。世界全体で、とりわけ途上国では、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進し、すべての人々の社会的保護を守り、シルバーエコノミー・ケアエコノミーに投資し、緊縮政策を避け、地球の限界の中で活動するような変革的な代替案を追求するために、これまで通りのやり方を変え、政策的な余地を確保する必要があります。

現状の課題と G7 首脳への提言

共通の価値観を持つ経済大国のグループとして、G7 は、複数の危機に対応し、包摂的な回復を確保し、世界的に合意された目標達成への道筋に途上国を乗せるために、世界で必要とされる行動を統合し、舵取りをする責任があります。

債務の救済と再編

途上国の債務水準は 50 年ぶりの高水準にあり、多くの国が債務危機に直面しています。金利の上昇と経済成長の鈍化の中で、債務国は脆弱な保健・社会的保護システムを守るための財政余力が限られており、ましてや自国の経済・社会の回復力を高めるのに必要な投資を行うこともできません。国際的な債務アーキテクチャーは解決策を提供するには不十分であり、G20 の「共通枠組」などのその場しのぎのイニシアティブは未だまったく債務救済に至っていません。迅速で予測可能かつルールに基づく債務整理を促すような国際的な債務アーキテクチャーがな

い中で、借入国は債務問題への対応を先送りする道を選んでおり、危機はすべての人に——債権者だけでなく国民にも——より多くのコストをもたらすこととなります。

- 民間債権者が多国間債務再編協定を後退させることを防ぐ、拘束力のある国内法を施行すること
- 債務帳消しを必要とする脆弱な途上国に対し、迅速で包括的な債務帳消しを支援すること
- すべての低・中所得国が利用でき、自動的な債務停止の執行が可能かつあらゆる債権者が含まれる債務再編メカニズムを確立するため、国連での多国間交渉を開始し、支持すること。債務再編プロセスと十分な債務削減を促すため、債権者と債務国の債務の透明性と説明責任を推進すること
- IMF の課徴金を撤廃すること
- 債務契約が気候災害などの外的ショックといったリスクを応分に引き受けるようなインセンティブを調整すること

金融へのアクセス (SDR、ODA などの譲許的資金)

すべての途上国が、開発・気候・生物多様性に関する目標を達成する道筋に立ち返りつつ、危機対応・復興への努力を行うには、金融にさらにアクセスできる必要があります。

- 2兆ドル規模の新規の特別引出権 (SDR) の割り当てと、よりの絞った形で途上国を支援するように差異のある割り当て基準を設定するプロセスを主導すること。2021年のSDRの割り当ては、100カ国以上が貧困削減と人間開発支出にSDRを利用したことからその可能性が示されたが、さらに多くが必要とされている
- 富裕国が移転できる4,000億ドル以上のSDRの再配分を進めること。これまでのところ再配分の進行は国際通貨基金 (IMF) の手段を通じて行われてきたが、これは低コスト融資を提供する一方で新たな債務を意味し、その上さらに緊縮財政の条件が付随する。開発銀行などの主体を通じた新たな再配分の選択肢をとることもでき、これはG7が支援し貢献するに値する
- 債務の持続可能性を保護しながら、国際開発金融機関 (MDB) の融資を拡大すること。追加的な資本とその利用を管理する改革を組み合わせれば、MDBは貧困削減や持続可能な開発への融資をさらに何千億ドルも増やすことができ、気候などの地球規模の課題への貢献を強化することもできる。同時に、被援助国の債務の持続可能性を損なうのを避けるため、融資の増加には高い譲許性があるべきである
- ODAの0.7%目標を再確認し、この目標を新規かつ追加的な資金源や、金融取引税を含め国際連帯税のような革新的な資金源で達成するための明確なスケジュールに合意すること
- すべての人々がアクセス可能な社会保障とケアエコノミーを優先して重要な資源が投資されるよう後押しすること。例えば、社会インフラや、ジェンダー・トランスフォーマティブな (ジェンダーにまつわる課題に変革をもたらす) 保健・シルバー・ケアのサービスに追加でGDPの2%を投資する目標設定や、「社会的な保護のためのグローバル基金」の設立などを含む。投資は、最も脆弱で影響を受けている人々に対して直接行われるべきである

国際租税アーキテクチャーと政策

既存の国際的な税法や基準によって毎年何兆ドルもの歳入の損失が発生し続けているために、最貧国はそれに比例して最大の影響を受けています。国際税制の根本的な改革を行えば、税金の不正支出と不正な資金の流れに終止符を打てます。しかし、途上国の全面的な参加がなければ、そのような改革に途上国のニーズと利益を反映することはできません。

- 全会一致で採択された国連決議 77/244 によって開始されたプロセスに即して、普遍的な国連租税枠組条約および世界的な租税機関に向けた動きを支持すること。市民社会は、このプロセスのこれ以降の段階にアクセス・参加できるべきである
- 不正な資金の流れと税金の不正支出を抑制するために、包括的な受益者登録制度を導入すること
- 国際開発政策のあらゆる手段にわたって、ジェンダー平等の予算編成プロセス、配分、租税政策を追求すること

貿易と投資

貿易と投資のルール・慣行は、企業のビジネスモデル、戦略、行動を形成する上で役割を果たします。企業は、バリューチェーンを通じて労働者やコミュニティの幸福と健康、さらには環境や気候にも影響を与えます。パンデミックと紛争のショックを受けて浮き彫りになったのは、サプライチェーンを見直して、危機の際にももっと持続可能性と回復力を備える必要があるということです。

- 人権やパリ協定、公正な移行、誰ひとり取り残さないSDGsのコミットメントに沿った、公平・公正かつ持続可能で包摂的な貿易ルールを支持する多国間フォーラムとして、世界貿易機関 (WTO) を再構築すること
- 現在の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)の免除について再交渉すること。低所得国が、国民が引き続き必要とするワクチンを生産・調達し、将来のパンデミックに立ち向かえるようにする、効果的な国際パンデミック条約について協議すること
- 投資家が民間仲裁裁判所で国を訴えることを認め、国際的な投資協定を終了させるようコミットす

公正な経済への移行

ること。投資家対国家の訴訟は、人権やエネルギー転換、そして健康と教育などの公益への脅威となる

- G7 諸国に本社を置いており、ロシアとの貿易を続け税金を支払うことで戦争行為を支援している企業約 1,000 社に対し、市場に関する指導を実施すること

ビジネスと人権／労働

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で承認されてから 10 年以上が経ち、特定の分野でいくつか著しい進展が見られました。しかし、指導原則履行の徹底にはまだ、ばらつきがあります。立法措置や国内行動計画 (NAP) を導入してリーダーシップを発揮している国もありますが、ほとんどの国はそうではありません。このように国家が行動を起こしていないため、世界で最も影響力のある企業の 78% は依然として人権デューデリジェンスを実施していません。COVID-19、気候危機、市民社会スペースの縮小といった地球規模の課題は、女性や子ども、高齢者、人権活動家、移民、先住民、少数派など、周縁化された脆弱な人々に悪影響を及ぼし続けています。国が関わっているケースもある強制労働と、児童労働は今も特定の国に見られます。ジェンダーや性的指向、雇用形態、市民権の有無、年齢、障害、民族による差別と労働条件の格差が広く存在しています。企業に関連した被害に対する是正措置は十分に行われていません。G7 首脳が国際的な人権・環境基準の実施を加速させることが、早急に求められています。

- ビジネスと人権に関する法的拘束力のある国連条約を支持すること
- 義務規定としての人権・環境のデューデリジェンス法を採択し、施行すること。これは、既存の国際基準をモデルとし、責任条項を含むとともに、企業に対し、あらゆる段階で安全で意味のあるステークホルダーエンゲージメントを行い、人権活動家を保護したりするなどして、バリューチェーン全体にわたって被害を特定・防止・軽減するよう義務づけるものである
- 民間や国が課す強制労働が絡んだ製品に対して輸入規制を導入・強化したり、その規制逃れに対処したりするなど、児童労働と強制労働を根絶するために行動をとること

- すでに適切な措置を制定している国での効果的な実施が損なわれないように、世界的に同様な立法が進むようにすること
- 世界的に NAP の導入を奨励するなどして、NAP を策定、実施し、定期的に更新すること
- 移住労働者が、より安全で合法的な労働力移動の手順に沿って、移住先でディーセント・ワークの機会を享受できるようにさまざまな障壁を取り除くこと。転職の自由を必要十分に確保するため、就労ビザと居住ビザを分離すること
- ジェンダーや年齢、人種、障害、労働市場の形式による差別と差別的労働基準に対処すること
- 社会保障を拡大し、移住労働者を含む脆弱な労働者とその家族を保護すること

デジタル経済

デジタル経済はこの 10 年で大きく成長しましたが、世界で最も影響力のあるテック企業のうち、デジタルインクルージョンにコミットしているのはわずか 14% です。G7 には、この分野の規制に影響を与え、包摂的で信頼できるデジタル経済に向けて、公平で持続可能な経済的成果、資源の公正な分配、個人の権利の保護と整合性のある規制にするチャンスがあるのです。

- プライバシー、個人データ、知る権利を保護するような、人権に沿った枠組みにコミットすること。労働者と利用者の双方に対する監視技術の移転の一次停止を受け入れること
- デジタル産業・サービスで労働者や子ども、若者、女性の権利を守る政策措置を採用すること
- 社会保障への応分の貢献を確保するための歳入増加・支出措置や、デジタルインクルージョンへのコミットメントなどを通じて、デジタル経済を奨励する政策を策定すること
- デジタル技術の開発・展開を監視するための、参加型で包摂的かつ透明性のある世界／地域メカニズムが早急に必要とされていると認識すること

「あらゆる側面で、独占資本主義が不平等を助長し、私たちの民主主義を弱体化させています。G7には、その存在をかけて市民社会の声に耳を傾け、公平で倫理的な経済エコシステムへと移行させる責任があります。」

内田聖子

公正な経済への移行ワーキンググループ コーディネーター/
アジア太平洋資料センター (PARC) 共同代表

「すべての人、特に最も脆弱な人々が複数の危機から脱し、世界的に合意された開発・気候目標を達成できるような、世界的な債務・金融アーキテクチャーを構築するという喫緊の課題に、G7は直面しています。」

アルド・カリアリ

公正な経済への移行ワーキンググループ コーディネーター/
ジュビリー米国ネットワーク 政策・戦略シニアディレクター



国際保健

はじめに

日本が議長国を務める G7 は、「健康と人間の安全保障」を 2023 アジェンダの中心に据え、i) 公衆衛生上の緊急事態に対する国際保健アーキテクチャー、ii) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)、および iii) デジタル・ヘルス・トランスフォーメーションなど医療技術イノベーションの推進に焦点をあてています。国際社会のあらゆるところで、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」とする）のパンデミックは、公共およびコミュニティ・レベルの保健システムとそのサービスに影響を及ぼし続けており、既存の国内および国家間の不平等はますます悪化し、各国経済への圧力が高まっています。それにもかかわらず、国際的な注目が喪失して久しい状況です。

私たちの G7 に対する提言は、達成可能な最高水準の心身の健康に対するすべての人々の権利を保障するために、保健医療の公平性と世界レベルでの連帯を保護し推進することを強調しています。私たちは、ジェンダー平等、人々

を中心とした保健システムやコミュニティ医療システムと対応、地域化と脱植民地化、各国のオーナーシップ、科学的根拠とイノベーションへの公平なアクセス、多国間主義、人・動物・生態系の健康を一体のものとして考える「ワン・ヘルス」の概念のバランスを取ることを提唱します。私たちは、「誰ひとり取り残さないために」多様な女性や少女、脆弱なグループ（子ども、若者、障害のある人々、HIV 陽性者、非感染性疾患 (NCD) を有する人々、高齢者、先住民、難民、国内避難民、移民）、および対策の鍵となる人口層（薬物を使用する人々、男性と性行為をする男性、トランスジェンダーの人々、セックスワーカー、獄中者を含む拘禁中の人々）が、国際保健に関わる諸戦略と対応の中心に確実に据えられるよう断固として力を尽くします。国際的な人権基準は、「すべての人に健康を」という誓約に責任を持つ G7 の指導者たちの緊急行動に反映されなければなりません。

G7 のコミットメントおよび計画

G7 はこれまで、持続可能な開発目標 (SDGs) の目標ともなっているユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の達成というコミットメントを繰り返し確認しています。2022 年には、複数の危機の影響を受ける人々、特に女性と少女を改めて重視すると宣言しました。日本が議長国を務める G7 は、ライフサイクル・アプローチの重要性を強調し、複数の健康課題を克服するために、公共およびコミュニティ・レベルの保健システムを強化することで進展を図ると約束しています。ジェンダー平等と周縁化された人々のニーズは、国際保健の成果を向上させる鍵であると広く認識されていますが、いずれもプライマリー・ヘルス・ケアや UHC に効果的に結びついていません。

2022 年、ドイツが議長国を務めた G7 は、気候変動が健康に及ぼす影響に絞った「気候変動に強く、持続可能で、気候変動に中立な保健システム」を組み入れ、保健システムがより持続可能かつカーボンニュートラルになるよう強く呼びかけました。

国際保健アーキテクチャーを強化するという日本のコミットメントは、世界の首脳が公衆衛生上の脅威と緊急事態に対する予防・備え・対応のための世界的・地域的な能力を改善する方法を議論する重要な時期になされました。

日本が議長国を務める G7 は、2021 年の G7 で立ち上げられた「100 日ミッション」イニシアティブへのさらな

る政治的努力を探求しています。市民社会は、ドナー主導のイニシアティブについて、低所得国・中所得国と市民社会の参加がないこと、パンデミックへの予防・備え・対応（PPPR）のための手段へのすべての人々のアクセスを確保する仕組みが不十分であることを強く懸念しています。私たちは G7 首脳に対し、国際保健に関する各種のイニシアティブによる世界的な連帯、集団的行動と説明責任を強化し、2023 年の 3 つの国連ハイレベル会合（HLMs）での政治的存在感の最大化を含め、この SDG

アジェンダの達成を再度コミットするよう強く求めます。

イタリアが議長国を務めた 2017 年の G7 は、「プラネタリー・ヘルス」のアジェンダに沿って、環境要因の健康影響に注目しました。COVID-19 パンデミックによって、「健全な地球、健康な人々」が重要な焦点になり、気候変動、汚染、その他の環境要因に起因するその他の健康への脅威も認識されています。

現在の状況、課題、政策提言

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）

20 億人近くの人々が壊滅的な医療費負担に直面し、予防や治療が可能な病気を抱えて生き、あるいはそれによって亡くなっており、UHC は、達成にはほど遠い状況です。脆弱な保健システムや、保健医療への効果的な投資の欠如、健康の社会的決定要因（SDH）に対処するための取り組みが不十分なことが、依然としてその原因になっています。政治的リーダーシップと財政的責任が十分に果たされていない上、新型コロナウイルス感染症や複数の人道危機の影響もあり、UHC の達成という SDGs 目標も 2019 年の国連 UHC ハイレベル会合で採択された「政治宣言」も、順調に進んでいません。強化された労働力を備えた、公平でレジリエントかつ持続可能な保健システム、そしてコミュニティを基盤とした、コミュニティ主導の医療システムを実施するためには、緊急投資が極めて重要です。保健医療政策・サービスは、不平等をなくし UHC を達成する責任を果たし、設備や資金の不足により十分な医療サービスを受けることが難しい状況にある人々やコミュニティを対象としなければなりません

私たちは、G7 に以下のことを提言します。

- プライマリー・ヘルス・ケア（PHC）に基づき、UHC の達成に向けて低中所得国への資金と投資を増大させること。保健医療に関する自己負担をなくすために支援を提供すること
- UHC 達成に向けた重要なロードマップとして、HIV、結核、マラリア、ならびに非感染性疾患（NCDs）や顧みられない熱帯病（NTDs）をなくすことに再度コミットすること
- 人々を中心としたコミュニティ主導かつジェンダー変革

的な UHC の達成を確保するために、脆弱で疎外された人々およびその経験がある人々、高齢・認知症・NCDs・NTDs など心身に不調をきたした人々をはじめとする人々の参加を促すこと。十分な医療サービスを受けられないコミュニティで UHC を達成するためには、健康の社会的決定要因に対処することが極めて重要である。各国政府と国際組織は、市民社会組織やコミュニティの参画を確保するために包摂的なガバナンスを実現しなければならない。UHC に欠くことのできない最も重要な PHC サービスの下で、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を保証すること

- 「性と生殖・妊産婦・新生児・子ども・思春期の健康」（SRMNCAH）への投資を優先した、ジェンダー平等志向の保健システムを確保すること
- 高齢期および認知症の人々の健康、予防措置、医薬品、および心理社会的支援を PHC に組み込むことにより、公平で権利に基づき、かつ人を中心に据えたライフサイクル・アプローチへ投資すること
- 医療対策および必要不可欠な医療用具への公平なアクセスを確保し、国による「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS）の柔軟性の活用を奨励し支援する。安全で尊厳のある医療を提供し、緊急事態やそれ以外でも不可欠な栄養支援を行うために、水と衛生（WASH）に投資すること
- G7 の取り組みを、国連ハイレベル会合（UN HLMs）のような他の多国間政策プロセスと連携させ、UHC とパンデミックへの予防・備え・対応（PPPR）を相互に関連した 2 つの目標と認識して、保健システムやコミュニティ医療システムの強化および PHC を通じて計画・実施すること



国際保健

ジェンダーと保健

世界的なレベルで保健政策にジェンダーの視点を取り入れることは、依然として大きな課題です。現在、少女、女性、LGBTQIA+の人々は、最適な身体的・精神的・社会的な健康と保健医療への公平なアクセスの実現を妨げる多くの障壁に直面しています。現在の課題は、パンデミックの影響が女性に大きく偏っていること（パンデミックの女性化）、女性の教育・エンパワーメント・経済的包摂・農業・リーダーシップにおける能力開発の欠如、PHC サービスにセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツ(SRHR)を組み入れるというコミットメントに関するリーダーシップおよび政治的意思の欠如、そして近年の科学および医学の進歩にもかかわらずジェンダー包摂的な医療や研究がなされていないことに根差しています。

私たちは、G7に以下のことを提言します。

- 政策策定、監視、評価など、すべての意思決定プロセスへの女性の参加を確保することにより、従来の女性の健康と権利に関する国際協定と「女性差別撤廃条約」(CEDAW)を実行すること
- SDGs 目標 5 は極めて進捗が遅れている目標であることに留意し、目標 5 だけでなく、ターゲット 3.7 や 5.6 などジェンダーと保健に関連するその他のジェンダーに特化した SDGs のターゲットと指標を引き続き支持すること
- 脆弱で周縁化された女性のニーズに対処し、ジェンダー主流化に向けた適切な資源を確保すること
- 特に、医療従事者や地域保健員について、女性の全体的なマルチセクターのエンパワーメントを促進すること
- ジェンダー変革的アプローチを通じて健康政策を実行すること
- 女性や少女の医療サービスへのアクセスを改善し、無償のケア労働をなくせるような、安全な環境を構築すること
- ジェンダーに基づく暴力に対処し、司法へのアクセスを保証すること

プラネタリーヘルス

地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）とは、それを超過することで急激な不可逆的変化が起きる可能性がある環境安定性の閾値です。閾値を超えれば、地球上で

生存する人間の能力に壊滅的な影響が及ぶおそれがあります。そのため、私たちは、気候危機、食料安全保障、環境汚染といった現在の課題を強調します。

私たちは、G7に以下のことを提言します。

- 健康政策の中でプラネタリーヘルスを重視し、気候変動に対処するために環境と健康の両方に利益をもたらす政策を優先させて、包摂的で説明責任のある気候ファイナンスを強化すること
- 先住民の視点に敬意を払って取り入れながら、医療・農業分野のセクター間協力を通じて、食料安全保障と栄養を追及し、持続可能な食料システムに移行すること
- 環境汚染をなくし、化石燃料への依存を減らし、クリーンで環境に配慮した輸送システムを推進し、都市部で汚染物質を規制すること
- 気候変動に関するコミットメントと SDGs を達成するために、必要に応じて世界のさまざまなパートナーによる貢献を促進し、気候変動や災害に強く持続可能で質の高いインフラに投資すること

グローバルヘルス・アーキテクチャー（国際保健の枠組み）

国際保健がこれ以上分断しないため、そして最も脆弱で周縁化された、十分な医療サービスを受けられない人々の注目を高めるためには、新しいアプローチが不可欠です。

私たちは、G7に以下のことを提言します。

- 世界保健機関(WHO)を国際保健に向けた調整機関と位置づけること。持続可能な資金調達を通じてWHOを強化すること。COVID-19やパンデミックへの予防・備え・対応(PPPR)に対応する上で重要な役割を果たし続けている組織(例えば、GAVI ワクチンアライアンス、グローバルファンド(世界エイズ・結核・マラリア対策基金)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)、国際医薬品購入ファシリティ(UNITAID)、革新的新規診断技術協会(FIND)、感染症流行対策イノベーション連合(CEPI)、女性・子ども・若者のためのグローバル・ファイナンス・ファシリティ(GFF)など)に十分な資金提供を行い、世界的・地域的なレベルで健康イニシアティブ間の相乗効果を推進し、さまざまな取り組みやプロセスの統合と集約を推進すること。G7のコミットメ

ントを、PPPRに関するWHOの条約・合意もしくはその他の国際的取決めに整合させ、別の仕組みや並行するロードマップの開発をしないこと

- グローバルヘルス・アーキテクチャーを改革する際に、低中所得国や市民社会組織が包摂的かつ公平に参加できるような協定や仕組みを促進すること。意思決定、実施、モニタリングのあらゆるレベルでコミュニティ・市民社会・女性の有意義かつ包摂的な参加を確保し、UHCを達成するために保健システムやコミュニティ医療システムを強化する措置を優先すること
- ODAを拡大し、金融取引税やその他の税政策などの新たな収入源を特定すること。公衆衛生の緊急事態に対応する各国能力を強化するような資金調達を生み出すために、地域や多国籍の開発銀行を通じて新たな大型財源を活用すること

パンデミックへの予防・備え・対応 (PPPR)

新型コロナウイルスの教訓に基づいた行動は取られていません。ACT アクセラレーターとCOVAXは、ワクチン・ナシヨ

ナリズムによる供給制限を解決できず、当初から低中所得国や各コミュニティをガバナンス構造に含めていませんでした。PPPRは世界的な課題です。

私たちは、G7に以下のことを提言します。

- G7の「100日ミッション」イニシアティブと公的資金によるPPPRツールに関する合意を明確化し、公平なアクセス・説明責任・透明性の前提条件としてしっかりと組み入れ、知的所有権の壁を超えて技術移転を促進し、地理的に多様な製造能力を促進すること
- 世界の公共財である救命医療システムや医薬品への公平なアクセスを確保し、誰もが利用できるようにするために、グローバル・サウス（南側諸国）が医薬品の製造能力を持つことは不可欠であり、持続可能な追加のODA、ODA以外の革新的な国際的資金調達、低中所得国の国内資源が本来確保されるべきであると認識すること
- プラネタリー・ヘルスおよびワン・ヘルスの概念や、薬剤耐性（AMR）および飢餓などのパンデミックの副次的な影響への対策、PPPRの各段階・レベルのサプライチェーンの有意義な包摂を促進すること

「すべての人が安全にならない限り、誰も安全ではない：パンデミックの時代に最も必要なのは、世界的な連帯です。複合的な危機の世界に直面し、私たちは、G7首脳に対し、『独占と競争』から『共有と連帯』に世界のパラダイムをシフトさせる市民社会の取り組みへの参加を求めます。」

稲場雅紀

国際保健ワーキンググループ コーディネーター/
アフリカ日本協議会 共同代表

「今こそ、ジェンダー平等と周縁化された人々のニーズを国際保健の戦略と対応の中心に据え、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成するというG7のコミットメントを行動に移す時です。」

ステファニア・ブルボ

国際保健ワーキンググループ コーディネーター/
国際保健イタリア・ネットワーク 代表



人道支援と紛争

現在、世界で23人に1人が人道支援を必要としている

はじめに

人道支援システムは、非常に大きな圧力にさらされています。人道支援ニーズとそのために利用可能な資金との間にはかつてないほど大きな隔たりがあり、住み慣れた土地からの移動を強いられた人々の数は第二次世界大戦以降で最多となっています。長期化する紛争は規模と激さを増し、気候を原因とする自然災害や飢餓の危機の頻度と深刻度、強度を増しています。こうした状況が相まって、現在、実に3億5,000万人が人道支援と保護を緊急に必要としています。

2023年初頭、NGOは国連と協力して、支援を必要とする人々の70%（2億7,400万人）にあたる子ども、高齢者、女性、男性を支援するために540億米ドルを要請しました。私たちは2022年と同様に、要請額の半分程度しか拠出されない可能性が高いとみています。人道支援は中立的かつニーズに基づいたものであるべきですが、政治的・経済的利益や偏った判断によって問題解決に向けたキャンペーンや支援資金の対象が決まるケースが増えています。忘れられ、無視された危機に陥っている非常に多くの人々は、はるかに少ない支援しか受けられないことになります。

紛争は、人道支援のニーズを増大させる主要因です。

深刻な飢餓状態にある世界中の人々の70%は、戦争、紛争、暴力の影響を受ける地域で暮らしています。世界の平和を維持し、気候変動対策や開発を推進する体制が破綻したことによって、飢饉に近い状態で暮らす人々の数は、2021年初頭から5倍に増加しました。

飢饉は、単に食料が不足しているだけの状態ではありません。子どもや高齢者をはじめとする世界で最も脆弱な立場にある人々の最も基本的な権利を守るための政治活動と資金調達を維持する体制の破綻をも意味します。また、最も脆弱な状況で極度の貧困、飢餓、生活必需品の欠乏状態の構造的原因に対処できていないことも露呈しています。災害を防ぎ命を守るために、G7は、2021年の「飢饉防止及び人道危機に関するG7コンパクト」のコミットメント達成や、「東京栄養サミット2021」で宣言した公約の実行、2015年の「食料安全保障及び栄養に関する広範なG7開発アプローチ」の完全な履行など、人道支援、平和、気候、開発の分野にわたる連携した取り組みを通じて、これまでのコミットメントを迅速に実現し、強いショックや慢性的なストレスに対する回復力（レジリエンス）を構築する必要があります。G7は、今日、そして明日の人道課題に対応するために前進しなければなりません。

C7の人道支援と紛争ワーキンググループは、以下の優先行動分野を提言します。

人道支援に年齢、性別、多様性、障害を包含する

最も人道危機の影響を受けているのは、女性、子ども、若者、高齢者、周縁化された人々です。障害者や、先住民、

少数民族、多様な性的志向・性自認を持つ人々は、緊急事態には高いリスクにさらされます。また、世界中で高齢化がさまざまな速度で進行する中、人道危機は高齢者にますます影響を与えるとみられます。これらの多くの多様

な人々は、人道支援の準備や対応の際に取り残されがちです。危機の際には、以前から存在している不平等が深刻化することがよくあります。多様なニーズを重視することで、人々の人道支援へのアクセスを確保し、人権を守ることができます。

G7は、ジェンダー・年齢・障害を包摂した政策を採用し、人間を中心に据え説明責任を重視した慣行の重要性を強調することにより、最もリスクにさらされている人々や影響を受けている人々のニーズを理解し、それに応えた優先分野の人道支援を行うことができます。

そのため、G7は次のことを実行しなければなりません。

- 資金提供を行うすべてのプロジェクトやプログラムにおいて、性別・年齢・障害に関する細分化されたデータの安全な収集・分析・利用を義務付けること。資金提供を受けたパートナー国が、リスクにさらされている脆弱性の高い状況下にある人々への支援をどのように優先して活動しているかについて必ずモニタリング・報告を行うよう求めること
- 人道危機に対して提供される資金には、リスクにさらされている人々が優先的に含まれ、さらに障害のある子どもや高齢者・高齢の介護者・高齢女性など特定のリスクに直面しているサブグループに特別な注意が払われるよう確保すること
- リスクにさらされている人々に対する認識を高め、そのニーズが適切に優先されるように、こうした人々に及ぶ危機の具体的な影響を公式声明の中で強調すること

現地関係者の行動とリーダーシップを強化する

国際人道システムにおける権限と意思決定の集中は、支援の質に影響を及ぼし続けており、コストと非効率を増大させています。つまり、多くの場合、人道支援の大部分を担っている現地のNGOや市民社会が、最小限の支援しか得られず、リスクの大半を引き受けています。その解決策はすでに数十年前からよく知られているように、人道支援のための資金をより迅速かつ柔軟に現地の市民社会に提供し、現地関係者のリーダーシップと能力に本当の意味で投資することです。G7は、2016年の「グランドバーゲン」をはじめ、さまざまなイニシアティブを通じて

これを解決すると約束してきました。しかし、その進捗は依然として十分にはほど遠い状況です。

米国際開発庁(USAID)と欧州委員会人道援助・市民保護総局(ECHO)が現地化政策の目標とガイドラインについて行った先日の発表を歓迎します。私たちは、これらのコミットメントにより、現地関係者とそのコミュニティが中心となって資金の利用方法や危機に対する備えと対応を決められる、総合的かつ包括的なシステムを構築するための行動が促進されることを期待します。

G7は、権限共有と地域に根差したアプローチを政策と資金調達の判断に組み込むことで、これを実現することができます。

そのため、G7は次のことを実行しなければなりません。

- 資金と意思決定を現地コミュニティ、特に障害者団体、高齢者連合、女性・若者・難民主導の組織に委任して、より権限のバランスが取れたシステムを構築するというコミットメントを支持すること
- 現地コミュニティのリーダーが、支援の質や、説明責任、透明性を向上させる備えと対応のための真の協力関係を築くための支援を行うこと
- 複数年にわたる柔軟な資金提供と、より簡易で、状況に応じ、現地組織の直接資金へのアクセスを可能にする、より包括的なコンプライアンス体制を推進すること

人道スペースを維持・拡大する

暴力的な紛争は依然として世界中で人道支援のニーズを増大させる主な要因であり、人口密集地域で爆発物が使用される場合は、特に市民に大きな被害を与え続けています。2022年11月以来、83カ国が人口密集地における爆発性兵器の使用から文民を保護するための政治宣言を支持していますが、爆発性兵器の使用による犠牲者の90%は市民です。子どもはいつも、特に脆弱な立場にあり、学校や病院への攻撃は増えています。

人道支援従事者に対する暴力も増えており、殺害された人の98%は地域や国の現地職員である人道支援従事者です。国際人道法に規定されているにも



人道支援と紛争

かかわらず、人道支援と保護へのアクセスは妨げられ拒否されることが多く、国、武装勢力、事実上の政権などの関係者と人道スペースについて積極的な交渉を行う必要があります。

G7メンバーをはじめとする各国は、外交を支持しながら、最も支援を必要としている人々への安全かつ制限のないアクセスへの障壁をなくす上で、重要な役割を担っています。その役割には、人々が権利を有する支援を受けることを妨げられている場合に行動を起こすことが含まれます。

そのため、G7は次のことを実行しなければなりません。

- 人道アクセスの拒否に対する報告・防止・緩和措置を改善・強化し、違反者の責任を追及することにより、国際人道法の遵守を確保すること
- 2022年の「人口密集地における爆発性兵器の使用から生じる人道的影響からの文民保護強化に係る政治宣言」と、2015年の「学校保護宣言」を積極的に推進することなどにより、あらゆる紛争状況において民用物と医療・教育施設を保護すること
- 人道支援や人間としての基本的ニーズへの支援を提供するため、金融取引を含む既存および将来のすべての制裁制度とテロ対策法において、人道への例外措置を確保し、国連安全保障理事会決議第2664号を完全に履行すること

防災と先行的行動を重視する

日本の世界的なリーダーシップの下、「仙台防災枠組」が2015年に採択されました。今年の中間レビューは、採択以降8年間の成果を振り返るための基盤となります。極めて重要なのは、特に、防災と災害への備えに対する投資の拡大に関連した行動の目標と優先課題を達成することです。大規模地震を防ぐことはできませんが、効果的な防災・減災政策や防災基準によって命を救い、被害を減らすことは可能です。

過去2回のG7サミットは、予測的活動を優先してきました。G7は、人道支援のニーズを減らし、より迅速で費用対効果の高い、尊厳のある支援を確保するための先行的アプローチの拡大の重要性にコミットし続けることが不

可欠です。調査によると、危機の半分以上が予測可能でありながら、危機が起こる前に提供された人道資金は2%不足です。入手可能なリスク関連情報や予測情報が増えていることを考えると、事前に行動せずに危険がコミュニティに影響を及ぼすのを待つことは、もはや許されません。

そのため、G7は次のことを実行しなければなりません。

- 人道資金の調達を受け身型アプローチから積極対応型アプローチに移行すること。例えば、危機に対する事前の予防や対応に柔軟に利用できるプール資金など、事前に準備するための人道資金を拡大すること
- リスクをより良く理解し、防災対策を発動するトリガーを調整し、また予測情報を開発して、事前に対策を講じて危機を未然に防ぐために、科学的データを最大限に利用して責任ある計画と調整を支援すること
- リスク関連情報を国が保有し現地関係者が入手できるようにすること。また、国や地域の防災政策や防災規則に早期警報と先行的行動を含めることを支援し、予測的アプローチがより広範なリスク管理の取り組みにつながるようにすること

緊急時での教育を優先する

世界はグローバルな学習の危機に直面しており、危機の影響を受ける子どもや若者、特に難民や住み慣れた土地からの移動を強いられた子どもや若者は、特に脆弱な立場にあります。人道危機において子どもと若者は、家、家族、愛する人々を失うだけでなく、教育や安全な学習環境へのアクセスの喪失にも苦しんでいます。こうした状況は、一人ひとりの将来やより広範な社会の将来に直接影響を及ぼします。それにもかかわらず、教育は依然として人道支援の中で最も資金拠出の少ない分野です。

学校は、単なる教育機関ではありません。学校と学習環境はどちらも、危機の際に子どもを守り、子どもの命を救うものです。子どもが安全に学び、遊べる場を提供するとともに、児童労働、性的虐待や性的搾取、軍・武装勢力への勧誘といったさらなる暴力から子どもを守ります。学校や学習環境は、精神的・身体的な保護、食料・救援物資へのアクセス、地雷回避教育、危機や緊急時に生き残

るためのスキルなど、命を救うプログラムの実施を可能にします。

女子は、緊急下で学校に通えなくなる可能性が男子よりもはるかに高いため、特に影響を受けます。緊急下の教育、特に女子への教育を優先させない限り、G7は、さらに4,000万人以上の女子が学校に通い、10歳までにさらに2,000万人以上の女子が読解力を身につけるという目標を達成できません。

G7は、次のことを実行する必要があります。

- 十分かつ安定した資金を拠出し、人道支援において教育を優先させること。特に「教育を後回しにはできない

基金」の増資目標が達成されるよう資金を拠出すること、難民受け入れ国の教育システムに難民を包摂する取り組みに投資すること

- 特に、改定された「包括的学校安全枠組」を適用し、学校や教育パートナーが危機に対処し、その影響を低減し、回復力(レジリエンス)を高められるように、災害への備えと災害リスク低減に投資すること
- 緊急時および長期化する危機下における子どもの教育へのアクセスを確保し、人道危機の影響を受けた少女や女性を優先することを約束した、2021年のG7「女子教育宣言」および2018年の「シャルルボワ宣言」をはじめ、女子教育に関するこれまでのコミットメントを再度強調すること

「G7は、大きな圧力にさらされている人道支援システムを再定義するための強力な原動力です。最も危険にさらされている人々を救うために、私たちは、責任を負う当事者がこれ以上失敗するのを黙って見ている余裕はありません。」

柴田裕子

人道支援と紛争ワーキンググループ コーディネーター/
ジャパン・プラットフォーム 緊急対応部部长

「現在および将来の課題を達成するために、私たちはニーズを忠実に予測し、最も危機にさらされている人々を優先し、政治課題から独立した場所を守ることができる人道支援システムを考え直す必要があります。」

ジェレミー・ウェラード

人道支援と紛争ワーキンググループ コーディネーター/
国際ボランティア団体協議会 (ICVA)



しなやかで開かれた社会

はじめに

「しなやかで開かれた社会ワーキンググループ(ORSWG)」は、G7の2021年「開かれた社会声明」および、2022年の「強靱な民主主義声明」に対する応答として、「C7開かれた社会ワーキンググループ」を引き継ぐ形で設置されました。

私たちは、G7に対し、G7の「しなやかで開かれた社会」宣言を作成し、以下に概説する重要な課題を含めるよう求めます。ORSWGは、人権侵害、差別、腐

敗、市民社会の活動スペースの制限に対するG7諸国の対応に焦点を当てています。世界中の活動家と市民社会組織は、より民主的で公正かつ開かれた社会や、市民社会の行動と市民社会スペースの保護、持続可能な発展を提唱するよう政府の行動を導き、政府と協働する準備と意欲があります。提言は、以下のトピックに取り組んでいるさまざまな連合や組織と協議した上で、ORSWGが作成したものです。

市民社会スペース

開かれた社会としなやかな民主主義の支援と促進

- G7政府と市民社会組織・企業・慈善団体・金融機関との間の世界的な対話を促進するためのタスクフォースを設置し、市民社会スペースの支援と、脅威にさらされている市民社会への切れ目ない資金提供のための優先課題を特定すること
- 非国家的な市民社会オブザーバーに会合やテキストに基づく交渉への参加を認めることによって、あらゆる多国間フォーラムで市民社会スペースを保護し、市民社会とコミュニティ組織が完全、平等、有意義かつ効果的に参加できるように、資金の提供を含め、CSOsの参加を促進することを約束すること
- 成果文書のタイムリーな配布、ワーキンググループ会合へのより実質的な参加、すべての対話へのC7メンバーの参加、透明性の高いコミュニケーション、関連のG7各国政府関係者との接触など市民社会の参加に向けて、G7プロセス全体にわたって市民社会組織と協議すること
- G7と中国を含む関係諸国の軍・準軍事組織による行

- 動を相互に抑制し相互の信頼を育むために、東シナ海と南シナ海において、市民社会を含むセクターと政府との間の多層的な対話を促進する環境を整えること
- ミャンマー軍事政権への非難を表明し、その政治的・軍事的な強化につながりうるあらゆる関与や支援を行わないこと
- アクセス可能で包摂的な、市民参加と人権に関する公教育のためのプログラムと資金調達を強化すること

開かれた市民社会スペースの強化

- 平和的な抗議活動や集会に対する暴力やハラスメントを抑制し、オンライン・オフラインでの平和的な抗議活動の権利を十分に尊重すること
- 人権擁護者・環境保護活動家の犯罪化およびスティグマ化を終わらせること。人権や環境を保護する権利を推進するG7アクションプランを採択し、人権擁護者・環境保護活動家の保護と参加を可能にする安全な環境を構築すること

パンデミック条約

- 計画中の「パンデミック条約」が人権を中核に据え、パンデミックの脅威やその他の公衆衛生上の緊急事態に対応するために適用されたあらゆる制限措置が、国際

人権法の義務を遵守するよう徹底すること

- 「パンデミック条約」の策定と「国際保健規則」(IHR)の見直しに貢献するために、影響を受けるすべてのステークホルダーが参加できる透明性の高い機会を確保すること

技術、デジタルデモクラシー、人権

人権に基づいた技術

- プライバシー保護を、人間の尊厳・安全・自己決定権を確保するための重要な要素とすること
- 国家安全保障の目的などで人工知能(AI)を開発・導入・活用する前に使用される、エビデンス情報に基づいたリスクと人権の影響評価枠組みを開発し、人権・市民の自由・民主主義に関するあらゆる新技術の影響を考慮すること
- 技術の倫理的な利用を実証しているベンダー、プロバイダー、パートナーのみを確保し、人権デュー・ディリジェンスを実施すること
- 生成 AI アルゴリズムにおける否定的なバイアスが強化されることを防ぐために、透明性・追跡可能性・正確性を確保するよう AI を制御すること

監視技術、プライバシー、その他の人権

- 責任を負う当局や企業が、プライバシーなどの人権関連法を遵守しており、抗議行動の主催・参加団体、人権擁護者、子ども、女性、その他周縁化されたコミュニティ

を含む市民社会に差別的な影響を及ぼさないと証明できない限り、顔認識やスパイウェア技術などの監視技術の使用・輸出・販売・移転に一時停止をかけるよう、国際基準や国内法に定めること

- スパイウェアや人工知能技術の開発・普及に責任を負う民間企業に実際の法的責任を課すことを G7 各国に義務付けて、監視技術と人工知能に対する法的責任を導入すること

デジタルスペースにおける子どもと若者の保護

- 「子どもの権利条約」に関する 2021 年の「一般的意見 25: デジタル環境に関する子どもの権利」に沿って、国内体制、法執行機関の協力、情報共有を含む、オンラインでの子どもの安全を守るすべての取り組みを強化すること。オンラインでの子どもに対する暴力、特に、子どもの性的搾取や性的虐待を対象とすること
- 子どもの心の健康を守るために、デジタルリテラシーやデジタル倫理、フェイクニュースの拡散に関する、包括的で子どもにわかりやすくデジタル面で公平な教育へのアクセスを拡大すること

社会正義と環境正義

- 先住民を含む地域住民が開発計画に必ず参加できるようにし、地域住民の環境正義へのアクセスを確保すること
- 持続可能な開発を実現するために自然資源への公平なアクセスを確保すること。社会的格差をなくし、環境正義を実現すること。気候正義の実現と気候債務に対応する「損失と被害」基金への公平な拠出分担を確保す

ること

- 特に、産業公害や汚染物質に近接する地域で従来から居住、就労、活動している人々のために、環境リスク管理を強化し安全で健康的な環境を維持すること

しなやかで開かれた社会

透明性と説明責任

G7 コミットメントの説明責任

- G20 など他の世界的なフォーラム全体での定期的な協議、共創や協働、学びの共有を通じて市民社会との対話を優先させるとともに、より高い目標を設定し、これまでのコミットメントに関する報告を行って G7 の政策プロセスの透明性と説明責任を確保すること

受益所有権の透明性

- 検証された情報を活用して、法的主体や法的協定に関する受益所有権の開かれた自由な登録制度を実施すること。登録機関には、不遵守や違反に制裁を課す権限を与えること。そのような基準は、非営利団体や公益財団の合法的な活動を妨害しないように、その特性を踏まえて起草すること
- 「巨額資産に係る腐敗に関する国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) オスロ声明 (UNODC Oslo Statement on Corruption involving Vast Quantities of Assets)」に沿って、受益所有権の開示事項など、国有企業に対する追加的な透明性要件の導入にコミットすること

国境を超えた腐敗における国際協力と司法当局間の連携

- 国境を超えた腐敗やマネーロンダリング、経済犯罪の捜査における連携と機密情報共有のためのタスクフォースを設置すること。このイニシアティブは、ロシア政府に近いロシア高官・エリート層の特定と資産追跡を支援

社会正義と包摂・平等

- 透明性の高い受け入れ制度を通じた保護の提供などにより、移民、難民、少数民族、少数人種ならびに社会で差別を受けている人々の権利を保護すること。周縁化されたコミュニティ、特に法的地位のない人々のために労働セクターにおける人権を保護すること

する目的で先ごろ設置された大西洋横断タスクフォースの経験を基にすること

契約情報の開示

- 官民連携や国有企業による調達などすべての調達方法を対象として、さまざまなシステム間の相互運用を容易にするために機械で容易に読み取り可能な構造化された質の高いオープンデータを公表して、調達サイクル全体でデータを開示し、情報公開のインフラを強化すること

マネーロンダリング防止と資産回復

- すべての G7 諸国が、マネーロンダリング防止 (AML) およびテロ資金供与防止 (CFT) の義務を金融業者や職業専門家にまで拡大し、銀行などの機関と同等の AML/CFT のための本人確認を行うよう義務付けること。非営利組織の合法的な活動を決して妨げないような、的を絞った相応かつ効果的な対策につながる、より強力なセクター別のリスク評価を設定すること。民事没収権限について詳しく説明した規制の導入にコミットすること。これにより法執行機関が、刑事上の有罪判決がなくても、資産の凍結や差し押さえを実行し、資産の取得に使った富の源泉について当事者に説明させ、銀行や金融機関に預託されている不正資金を凍結できるようにすること。資産の返却は、市民社会や地域団体が関与して行うなど、「資産回復グローバルフォーラムの原則 (the Global Forum for Asset Recovery (GFAR) principles)」に整合させること

- 自己決定権を保護して先住民や少数派の人々を支援し、先住民の固有の権利、特に土地・領土・資源の権利を尊重し促進する必要性を認識すること
- 国連「健康な高齢化の 10 年」に沿った予防医療に焦点をあて、高齢者の権利に関する国連条約を制定して

高齢者の平等と社会正義を推進すること。シルバーエコノミーを構築する可能性を認識した、柔軟性のある包摂的な労働政策・枠組を推進すること

- ジェンダーと障害を包摂した法を採択し制定すること。さまざまな形態の差別を法的に認識することは、障害者や認知症の人々の人権に対処し、最終的に強化して差別的行為から守るための重要な第一歩である

- 科学・技術・工学・数学 (STEM) をはじめとする教育や保健システムにおけるジェンダー平等を推進するとともに、人材、特に女性への投資を含む中長期的な開発戦略を再びコミットすること
- 「世界社会保障基金」の設立や強くしなやかな教育制度の構築支援などにより、「社会保障の土台」の強化を約束すること

正義・平等・多様性・包摂と多様な SOGIESC を持つ人々の権利

- Pride 7 を正式なエンゲージメント・グループとして設置すること
- 社会において、LGBTQIA+ の人々の完全、平等、効果的かつ有意義な参加の確保を求めた G7 エルマウ・サミットのジェンダー平等担当大臣の共同声明に基づいて、社会において性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴 (SOGIESC) に対する差別撤廃や、結婚の平等、同性間パートナーシップとその家族に対する法的

保護の充実を立法化すること

- 多様な SOGIESC の人々の包摂を確保するために、幅広い政策分野にわたって重要な指標を追跡すること
- 国際フォーラム、外交、平和プロセスにおける意思決定や政策決定のプロセスの各段階で、(年齢、国籍、民族、宗教、血統などを含むがこれらに限定されない) すべてのジェンダーの周縁化された人々が十分に参加しているよう徹底すること

「G7 は人権の規範と原則について、言葉だけでなく国内外での行動によって支持しなければなりません。人権侵害や、少数派の人々に対する差別、腐敗、市民社会スペースの制限がなくなるよう取組を続けることが極めて重要です。」

小池宏隆

しなやかで開かれた社会ワーキンググループ コーディネーター/
グリーンピース・ジャパン シニア・キャンペーン渉外担当

「世界中で多くの社会が閉鎖的になりつつあります。政治はさらに対立を深めています。権利は奪われ、腐敗は公正で平等なさまざまなシステムをますます蝕んでいます。国家などの有害な影響は、自国政府に対する国民の信頼を損ねています。やるべきことはたくさんありますが、私たちが団結すれば、実現したい変化に向けて進み出すことができると確信しています。政府と市民との間の建設的で確固たる相乗効果を生み出しましょう。」

ナラヤン・アディカリ

しなやかで開かれた社会ワーキンググループ コーディネーター/
アカウンタビリティ・ラボ 共同創設者、南アジア代表





Civil 7

政策提言書 2023

C7 (Civil 7) は、
G7の公式エンゲージメント・グループの一つであり、
国際的な市民社会の立場を体现しています

G7 市民社会コアリション 2023 は、C7 事務局として
C7のプロセスのコーディネートを行っています

問い合わせ：

G7 市民社会コアリション 2023

c/o 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター (JANIC)
一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク (SDGs ジャパン)

住所：東京都新宿区西早稲田 2-3-18 アバコビル 5F

電話：03-5292-2911

メール：info@civil7.org

ウェブサイト：<https://civil7.org>

Twitter：@civil7official



C7 ロゴおよびイラスト：鹿子木 美 Mima Kanokogi

C7 政策提言書デザイン：清水 眞理 Mari Shimizu

C7 政策提言書印刷：株式会社ココラボ